

特定生産緑地（青梅市）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定にもとづき、特定生産緑地を次のように解除する。

令和5年11月15日

青梅市長 浜 中 啓 一

地区番号	位置	特定生産緑地の解除面積	公示日
154	今寺1丁目地内	約290 m <sup>2</sup>	令和5年11月15日
454	師岡町3丁目地内	約1,130 m <sup>2</sup>	令和5年11月15日
471	今寺4丁目地内	約3,790 m <sup>2</sup>	令和5年11月15日

「区域は指定図表示のとおり」

以 上